

総行福第180号
令和3年8月10日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課・区政課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による平成27年地共済経過措置政令の改正について（通知）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号。以下「改正政令」という。）が令和3年8月6日に公布され、同令により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。）の一部が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の指定都市を除く市区町村（一部事務組合を含む。）並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

第1 改正の趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「令和2年改正法」という。）による厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）等の改正において、在職定時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し、加給年金の支給停止ルールの改善、年金担保貸付事業等の廃止、保険給付の返還を受ける権利の時効の見直し等の措置が講じられることに併せて、地方公務員共済制度においてもこれに準じた措置を講ずることとした。

第2 平成27年地共済経過措置政令の一部改正関係

1 在職定時改定の導入に関する事項

高齢期の年金額の早期充実を図り、退職を待たずに就労による年金増額を実感できるようにするため、厚年法の改正により、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとされた。

地方公務員共済制度においては、一元化前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「一元化前地共済法」という。）による遺族共済年金の受給権者が受給する退職共済年金等について改定が行われた場合、当該遺族共済年金の額を改定することとしているが、厚年法の改正を踏まえ、老齢厚生年金等について在職定時改定が行われた場合においても当該遺族共済年金の額を改定することとされたこと。（平成27年地共済経過措置政令第14条第2項関係）

2 在職老齢年金制度の見直しに関する事項

厚年法の改正により、60歳台前半の在職老齢年金（低在老）について、現行の支給停止調整開始額を28万円から47万円に引き上げるとともに、現行の支給停止調整変更額を廃止することとされた。

これを踏まえ、一元化前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権者について、同様の措置を適用させることとされたこと。（平成27年地共済経過措置政令第14条第2項等関係）

3 加給年金の支給停止ルールの改善に関する事項

配偶者の老齢厚生年金等が一部でも支給されている場合には加給年金が支給されない一方で、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金制度によりその全額が支給停止となっている場合には加給年金が支給されるといった不合理が生じていることを踏まえ、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）の改正により、配偶者が老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止することとされた。

これを踏まえ、一元化前地共済法による年金について、同様の場合に加給年金の支給を停止することとされたこと。（平成27年地共済経過措置政令第17条第2項関係）

4 年金担保貸付事業等の廃止に関する事項

令和2年改正法により、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業等が廃止されたこと等に伴い、官民平等を確保する観点から、恩給等担保貸付事業についても、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）等が規定する恩給たる年金を除き、廃止することとされた。

これを踏まえ、一元化前地共済法による年金についての受給権保護の例外に関する規定等についても、恩給たる年金に限定して適用することとされたこと。（平成27年地共済経過措置政令第14条第1項等関係）

5 保険給付の返還を受ける権利の時効の見直しに関する事項

厚生年金保険の保険給付の返還を受ける権利の消滅時効期間等は、厚生年金の実施機関ごとに異なっており、受給者間の公平のため、取扱いを統一することとされた。

これを踏まえ、一元化前地共済法による長期給付の返還を受ける権利の時効の取扱いについても、実施機関が厚生労働大臣である保険給付の返還を受ける権利の時効の取扱いに統一することとされたこと。（平成27年地共済経過措置政令第11条第1項等関係）

第3 経過措置について

(1) 加給年金の支給停止に関する経過措置

改正政令の施行の日（令和4年4月1日）の前日において加給年金額が加算されている一元化前地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者であって、低在老の支給停止調整開始額の引上げ又は第2の3の改正により加給年金額が支給停止となるものについて、加給年金額の支給停止を行わないこととされたこと。（改正政令附則第5条関係）

(2) 保険給付の返還を受ける権利の時効の見直しに関する経過措置

一元化前地共済法による年金について、改正政令による改正後の時効に関する規定は、令和2年改正法における時効に関する経過措置と同様に、本政令の施行の日（令和4年4月1日）以後に生ずる権利から適用することとされたこと。（改正政令附則第22条関係）

第4 施行期日

令和4年4月1日から施行することとされたこと。

ただし、改正政令第39条の規定については、令和4年10月1日から施行することとされたこと。